

巻頭言

民法の改正と比較法

角田 光 隆

(本法律研究科教授)

民法（債権関係）の見直しが法制審議会民法（債権関係）部会で始まったのが平成21年11月24日であった。この日から5年ほど経過して平成26年6月から民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案が審議される状況になった。

この民法（債権関係）の見直しにおいて指摘しておきたいことは、旧民法や現行の民法にも当てはまるように、外国法が現在審議されている要綱仮案の原案に影響を与えてきたということである。このことは法制審議会民法（債権関係）部会が始まる以前の個別の研究会にも当てはまることである。要綱仮案の原案の背後にある外国法として主として欧米諸国の法制度を挙げることができるが、個別の国家を超えた国際法、EU法、モデル法が採り上げられているのが特徴である。具体的に挙げると、たとえば、民法（債権関係）部会資料で採り上げられている国際物品売買に関する国際連合条約、国際動産売買の代理に関する条約、国際的動産売買における時効に関する条約、国際取引における債権譲渡に関する条約、国際振込に関するUNCITRALモデル法、不履行時に合意により支払うべき金額についての契約条項に関するUNCITRAL統一規則、ユニドロワ国際商事契約原則のような国際法および国際モデル法、1993年の消費者契約における不公正約款に関する指令、2008年の消費者の権利に関する指令案、2011年の共通欧州売買法案のようなEU法、ヨーロッパ契約法原則、ヨーロッパ私法に関する共通参照枠組草案のようなEUモデル法、ドイツ法、フランス法、イギリス法、オランダ法などのようなヨーロッパ諸国法やその法律草案である。その他に、北米法やアジア法を挙げることができる。

これらのすべてが直接的に民法（債権関係）の改正に関する中間試案と、この中間試案を基に作成された要綱仮案の原案に影響を与えていたと評価することができないが、前述した外国法と中間試案および要綱仮案の原案を仔細に検討してみると外国法の影響を読み取ることができる。一例を挙げてみることにしよう。

併存的債務引受の効果について、民法（債権関係）部会資料は、ユニドロワ国際商事契約原則第9.2.7条1項2項、第9.2.8条1項2項3項を参照している¹⁾。

この併存的債務引受の効果について、民法（債権関係）の改正に関する中間試案は、次のように規定した²⁾。

「1 併存的債務引受

(4) 引受人は、併存的債務引受による自己の債務について、その負担をした時に債務者が有する抗弁をもって、債権者に対抗することができるものとする。」

この規定の仕方は、「新債務者は、債権者に対して、旧債務者が債権者に対して主張することができた全ての抗弁を主張することができる。」とするユニドロワ国際商事契約原則第9.2.7条1項

の文言に類似しているのである³⁾。

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その2）⁴⁾は、この点について次のように規定した。

「ア 引受人は、併存的債務引受により負担する自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。」とする。この要綱仮案の原案のアは、中間試案の1(4)に相当し文言を修正したと評価できる。

このように併存的債務引受に関する要綱仮案の原案の規定は、比較法的にユニドロア国際商事契約原則第9.2.7条1項に近い関係にあることがわかる。したがって、この併存的債務引受の効果を解釈するに際してユニドロア国際商事契約原則第9.2.7条1項の意義を探求する必要があるのである。

我国の民法学が外国の法制度や法学の影響を受けながら発展してきたことはすでに自明である。今回の民法（債権関係）の見直しにおいても同様であった。しかし、従来にも増して法改正後の民法の法解釈論にとって欧米諸国の法制度のほかに、個別の国家を超えた国際法、EU法、モデル法を参照することの意義が高まったと言えるであろう。

大学で講義を担当している者にとって今回の民法（債権関係）の見直しは、改正された条文に合わせて教科書となる民法の体系書と講義資料を作り直す作業を生じさせることになるであろう。その際に、特に民法の体系書においては欧米諸国の法制度のほかに、個別の国家を超えた国際法、EU法、モデル法を参照することが望ましいであろう。

その他に、民法の講義科目に隣接して民法（債権関係）に関連した欧米諸国の法制度のほかに、国際法、EU法、モデル法、アジア法を含めた講義科目を創設することを提案したいと思う。このことは国際関係の文脈から捉えた民法（債権関係）の理解を深めることになるであろう。なぜならば経済取引の国際化という現状から考えて比較法の意義は非常に高いと考えるからである。

私自身は若い時から欧米諸国の法制度だけでなく、個別の国家を超えた国際法、EU法、モデル法を意識しながら研究を行ってきた。その他の学者の研究の成果と活動や実務家の協力などのおかげで、民法（債権関係）の見直しが行われた。今後は、若い人たちの活躍の時が来ていると思う。見直しされた民法（債権関係）を土台として比較法的に外国から尊敬されるに値する民法学を發展させてもらいたいと考えている。若い人とは単に若い研究者を指すのではない。法科大学院で教育を受けて法曹となった人や法曹ではない一般の国民も含まれている。期待を込めて次の言葉を若い人に送ることにしよう。

W.S. クラーク博士が曰く。「少年よ、大志を抱け。」⁵⁾

注

- 1) 民法（債権関係）部会資料9-2民法（債権関係）の改正に関する検討事項（4）詳細版（<http://www.moj.go.jp/content/000052602.pdf>）60頁以下。
- 2) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案（<http://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf>）39頁。
- 3) 前掲注（1）61頁。
- 4) 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その2）（<http://www.moj.go.jp/content/000124578.pdf>）14頁。
- 5) 「少年よ、大志を抱け」という発言の中に少年という言葉がある。この言葉から通常、小学校就学時から10代後半の男子を想像する。しかし、筆者はその年齢層に限定するのではなく、20代や30代の年齢層を含めた男女を対象とする意図を持っている。「少年よ、大志を抱け」という発言を若い人に対する象徴的な言葉として促え直して引用した。この意味から「若人よ、大志を抱け」の方がより適切であろう。しかし、国民の民法であるので、その他の世代の人々を意図的に除いているわけではない。